

## 

Shiga Medical Center for Children

## 病院からのお知らせ







#### ■ 目次

- 0 はじめに
- 1 統合によって変わること
- 2 統合した後も変わらないこと
- 3 年末年始について
- 4 今後、予定されていること
- 5 ご質問にお答えします





#### O はじめに

滋賀県立小児保健医療センターは 令和7年1月1日に滋賀県立総合病院と統合し、 あらたな「滋賀県立総合病院」としてスタートします。

統合後も、引き続き専門性の高い小児医療を提供するとともに、総合病院機能を活用した医療の充実、小児保健サービスの一層の機能向上を図ってまいります。





#### O はじめに

## ■目指す姿

- ・ 診療連携の強化による更なる高度急性期・専門医療の提供
- 患者や地域医療機関から信頼される地域に根ざした病院
- ・ 唯一の県立の総合病院として県の政策医療の積極的な展開
- 臨床につながる研究の推進と熱意ある医療人材の育成
- ・ 健全な病院経営の持続可能な基盤体制の確立

m R06.11.08時点の情報です m 4





#### O はじめに

## ■病院統合の効果

- 電子カルテが統合されるため、両病院の医師等の連携がスムーズになります。
- 現在の総合病院にある高度医療機器などが活用できるため、小児 医療が充実します。
- メディカルスタッフが充実することによって、医療機能が向上します。
  - ※今後さらに一体化を進め、より高度な医療提供を行ってまいります。





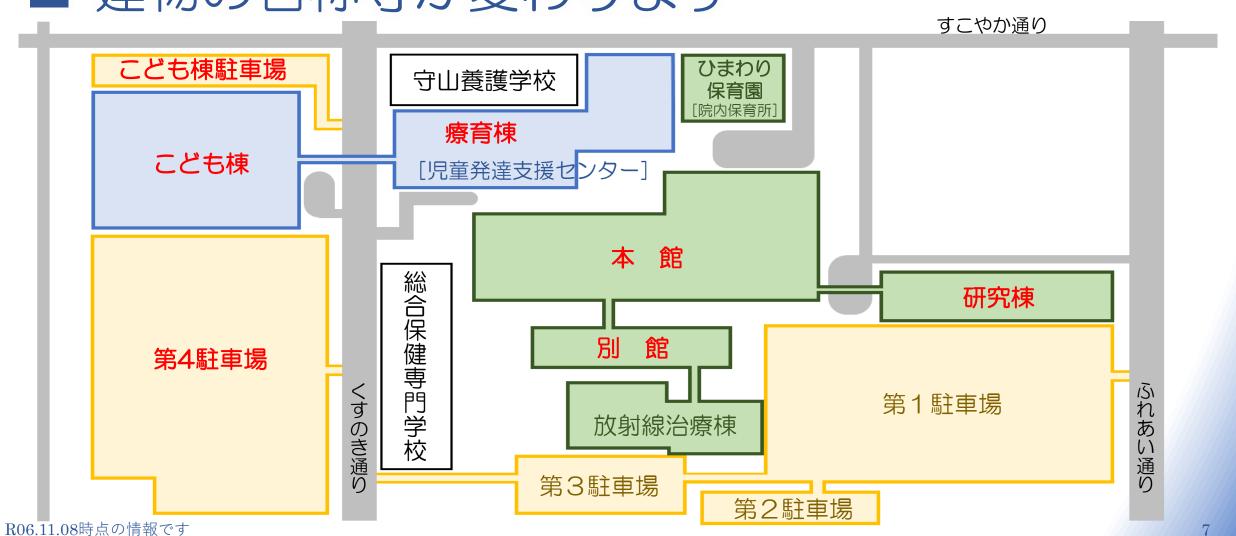
## ■病院の名称などが変わります

	令和6年12月まで		令和7年1月から
病院名称	滋賀県立小児保健医療センター	$\rightarrow$	滋賀県立総合病院
住 所	守山市守山5丁目7-30	$\rightarrow$	守山市守山5丁目4-30
代表電話番号	077-582-6200	$\rightarrow$	077-582-5031
初診受付時間	8:30 ~ 11:30	$\rightarrow$	8:30 ~ 11:00
予約変更·取消 受付時間	8:30 ~ 12:00, 13:00 ~ 17:15	$\rightarrow$	14:00 ~ 16:00





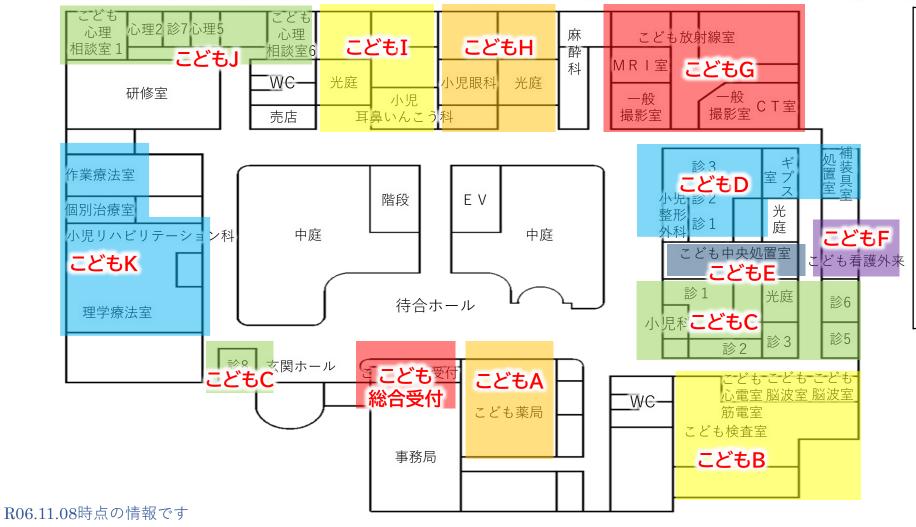
■ 建物の名称等が変わります







## ■ 外来受付にブロック名を導入します



-	こども総合受付			
Α	こども薬局			
В	こども検査室			
С	小児科			
D	小児整形外科			
Е	こども中央処置室			
F	こども看護外来			
G	こども放射線室			
Н	小児眼科			
	小児耳鼻いんこう科			
J	こども心理相談室			
K	小児リハビリテーション科			
	B C D E F G H I J			



- ■こども医療センターを設置します
  - 統合後、重症心身障害児等に対する専門的医療を推進する組織として「こども医療センター」を設置します。
  - ・総合病院と小児保健医療センターの診療科を整理・統合し、子どもから大人まで切れ目のない安心・信頼・満足の得られる高度専門医療の提供を推進します。
    - ※外来・入院診療は、こども棟で引き続き行い、「小児●●科」 として総合病院の診療科と区別します。





## ■診療科の呼称が変わります

	令和6年12月まで	
	総合内科	-
	神経内科	-
小児科	アレルギー科	-
	リウマチ科	_
	内分泌·代謝·糖尿病科	-
114	発達外来	-
	心臓内科	-
	腎臓内科	-
	遺伝科	-
精神科(こころの診療科)		-
整形外科		

令和7年1月から				
小児科	小児総合内科			
	小児神経内科			
	小児免疫アレルギー科			
	小児内分泌代謝糖尿病科			
	小児発達診療科			
	小児心臓内科			
	小児腎臓内科			
	小児遺伝診療科			
小児こころの診療科				
小児整形外科				

令和6年12月まで			令和7年1月から	
小児外科		$\rightarrow$	小児外科	
眼科		$\rightarrow$	小児眼科	
耳鼻いんこう科		$\rightarrow$	小児耳鼻いんこう科	
リハビリテーション科		$\rightarrow$	小児リハビリテーション科	
	泌尿器科外来	$\rightarrow$	小児泌尿器科	
小児専門外来	形成外科外来	$\rightarrow$	小児形成外科	
	脳神経外科外来	$\rightarrow$	小児脳神経外科	
	頭痛外来	$\rightarrow$	小児神経内科	
	ダウン症外来	$\rightarrow$	小児遺伝診療科	
	肥満外来	$\rightarrow$	小児内分泌代謝糖尿病科	
	発達支援機関紹介外来	$\rightarrow$	小児発達診療科	







- 診察の予約方法が変わります(初診)
  - 初診の方 ■
  - 病院や診療所(かかりつけ医)を通じて予約をお取りください。 (紹介外来制) ※直接の予約はお取りできません。
  - 紹介状なしで当院を受診される場合、定額の『初診時・再診時の 選定療養費』が必要となることがあります。
  - 紹介状をお持ちでない15歳(高校生)以上の方は、総合病院を 受診してください。







- 診察の予約方法が変わります(再診)①
  - 再診の方 ■
  - 原則、外来受診時に診察室で、医師と相談のうえ、次回の予約をお取りください。 ※一部の診療科を除き、令和6年9月から実施しています。

## 令和7年1月以降、電話では予約受付を行いません。

受診指示の時期により次回予約がお取りできない場合については、 医師の指示に従ってください。







- 診察の予約方法が変わります (再診) ②
  - 再診の方(リハビリテーション科) ■
  - 2ヶ月先までの間で、複数回の予約を取って頂けます。

## 令和7年1月以降、電話では予約受付を行いません。

• リハビリ受診毎に、リハビリ室で、 予約を取ってください。

## 他科の予約をリハビリ科で合わせて取る事はできません。

• 他科の予約は、それぞれの診療科で取ってください。





- 予約変更・取消時の受付時間が変わります
  - 令和6年12月まで ■
  - 8:30  $\sim$  12:00, 13:00  $\sim$  17:15
    - $\downarrow$
  - 令和7年1月から ■
  - $14:00 \sim 16:00$
  - ナビダイヤル 0570 00 5031
  - 予約専用ダイヤル 077 582 8425 (変更ありません)







## ■ 選定療養費が必要になる場合があります①

紹介状なしで当院を受診される場合、保険適用の初診料・再診料とは別の定額負担(選定療養費)が必要となることがあります。

非紹介患者初診加算料	再診加算料
初診料算定1回につき 11,00円	再診料算定1回につき 3,300円

医療機関の機能分担と相互連携を推進するために国が定めた「初診・再診時の選定療 養制度」に基づき、滋賀県が条例で定めた額

初めて当院の受診を希望される場合は、まず「かかりつけ医」に ご相談ください。





- 選定療養費が必要になる場合があります②
  - ・対象外(選定療養費が不要)となる方
    - ① 他の医療機関(診療所等)からの紹介状をお持ちの方
    - ② 公費負担医療の対象の方
      - (※一部を除き、福祉医療費助成制度(マル福)は選定療養費の対象となります。)
    - ③ 当院内の他の診療科からの紹介で受診される方
    - ④ 特定健診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
    - ⑤ 交通事故で受診される方

等

• ご不明な点はスタッフまでご相談ください







- 患者番号が変わる場合があります
  - ・患者番号(診察券番号)が、すでに総合病院で利用中の番号と重なるときは、患者番号を変更する必要があります。

変更が必要な方 … 患者番号(全7桁)の最初の数字が 「0・1・2・8・9」の方

- 患者番号が変更される方の診察券は、1月以降に来院される際、 新しい診察券に交換いたします。
- ・患者番号に変更がない方※は、引き続き現在の診察券をご利用ください。(※最初の数字が「6」の方)







- 入院時連帯保証人の極度額を変更します
  - ・ 当院では、入院時に「入院保証書兼誓約書」を提出頂いています。
  - 万一、治療費等所定の費用を、指定した日までにお支払い頂けない場合、連帯保証人に請求します。(民法446条1項)
  - ・統合後、連帯保証人に請求する上限額(極度額)を変更します。

令和7年1月以降の極度額 400,000円

• 誓約書の様式も変更されます。





## ■ 包括医療費支払い制度(DPC)を導入します

・診療内容によって、入院費等の負担額が、これまでと比べて減る 場合や、増える場合があります。

令和6年12月まで

令和7年1月から

出来高払い方式

包括払い(DPC/PDPS)方式

診療行為の一つひ とつを積み上げて 計算する方式 病気の種類や行った手術・処置等の有無、 合併する病気の有無等によって病気を分類 し、その分類ごとに厚生労働省が定めた一 日当りの定額を入院費とする方式





## ■ 外来

• 受付時間 平日8:30 ~

• 診察時間 平日9:00 ~

・受付場所 こども棟こども総合受付・各診察ブロック窓口

・診察場所 こども棟 各診療科

・薬の受け取り こども棟 薬剤科窓口

・精 算 こども棟こども総合受付

予約専用電話 077-582-8425(予約の変更・取消)





## ■入院

- 病棟
  そら(54床)、にじ(40床)、PHCU※(6床)
  ※総合病院のHCU病棟と区別するため、名称のみ変更しています。
- 付添 原則として付添いは頂きません。
- 面会時間 9:00 ~ 11:00、15:00 ~ 17:00
- 個室 個室をご希望の場合は、個室使用料を頂きます。
- ・入院費用 各月の上旬に前月分の請求書を発行します。 1週間以内にお支払いください。
- その他、入院時の対応は、これまでと変わりません。





## ■療育棟での通園療育

- 通園事業(児童発達支援センター) 重度の障害や医療的ケアが必要な就学までの子どもたちを対象に、 通園療育を実施しています。
- わいわい教室ダウン症児の早期療育としてわいわい教室を実施しています。
- 外来(診察・リハビリテーション)
  療育部通園の新患評価、通園児の卒園後のフォロー、ダウン症児の運動指導、 発達障害児の感覚統合療法を実施しています。
- ※療育部で実施してきた通園療育は、今後も引き続き、療育棟で 実施します。 (住所、電話番号、通園時間の変更もありません。)







## ■ 救急対応

・当センターの<u>掛かりつけ患者さん</u>が救急要請をされる場合、 これまでどおり「こども棟」で受け入れ対応を行います。

## ご注意下さい

こども棟(小児保健医療センター)への搬送を 希望される場合は、必ず「こども棟」診療科の 掛かりつけ患者である事を申し出てください。

お申し出がない場合、総合病院の「本館」救急に搬送される場合 があります。



#### 3 年末年始について



## ■ 12月28日(土)~1月5日(日)は休診です

・休診期間が9日間、続きます。

## ご家庭等で使用する処方薬等の在庫にご注意ください。

- ・外来診療 行いません
- 入院患者さんとの面会 普段の休日の面会と同様です。
  (9:00 ~ 11:00、15:00 ~ 17:00)





#### 3 年末年始について



## ■患者さんへのお願い

・休診期間を利用し、病院システム(電子カルテ等)、業務用PC、 調剤機器の入替、その他工事を伴う作業を実施します。

作業者の出入りや、作業・工事音が発生することがあります。

休診明け(1月)は、医師やスタッフが新システムや機器の運用 に手間取ることがあります。

受付・診療などの待ち時間が長くなることが予想されます。

ご迷惑をお掛けしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。





## 4 今後、予定されていること

## ■ 使用料、手数料の改正を予定※しています

※令和7年4月から

こども棟に関係するもの			現行	令和7年4月から
個室使用料(一般個室B)		3,200円/日	3,400円/日	
文書 発行 手数料	一般診断書	所定の書式に よるもの	1,780円	2,200円
		所定の書式に よらないもの	2,690~4,400円	3,300~5,500円
	その他の文書		840~1,590円	1,100~5,500円
(現)総合病院 第1~第4駐車場の使用料		病院利用者は無料	100円/回 ★こども棟北側の駐車場は、 引き続き無料	





## ■ 選定療養費について①

- Q. 初診時・再診時の選定療養費とは何で すか?
- A. かかりつけ医と大規模病院との役割分担を進める ため国によって定められた制度です。 紹介状を持参せずに初診で受診する場合、または 症状が安定し、他の医療機関へ紹介した患者さんが ご自身の判断により当院を再度受診された場合には、 ご負担いただきます。
- Q. 初診時の選定療養費(非紹介患者初診 加算料)は、どういったときに支払う 必要があるのでしょうか?
- A. 他の医療機関等からの紹介状を持たない初診の方に御負担を頂きます。

- Q. 再診時の選定療養費(再診加算料)は どういったときに支払う必要があるの でしょうか?
- A. 当センターでの治療が終了し他の医療機関へ紹介した患者さんが、紹介先の医療機関からの紹介状を持たずに当センターでの再診を希望される場合に、再診加算料をご負担いただきます。



## ■ 選定療養費について②

- Q. 当院で受診している診療科と別の診療 科を受診する場合は、選定療養費はか かりますか?
- A. 紹介状または院内紹介がないと、初診時の選定療養費(非紹介患者初診加算料)をご負担いただく必要があります。
- Q. 以前に小児保健医療センターで診療を 受けていたのと同じ内容の診察を受け たいので、再診時の選定療養費を負担 すればよいですか?
- A. 以前の診療で、医師から「これで治療は終わりました(終診)」と言われた場合は、以前と同じ疾病による診察であっても、初診となります。 こうした場合は、初診時の選定療養費をご負担いただく必要があります。



## ■ 選定療養費について③

- Q. 予防接種のみを受ける場合も紹介状が 必要ですか?
- A. 予防接種は保険診療ではないため、紹介状は必要 ありません。

- Q. 学校の検診で、センターを受診するよう指示されましたが、紹介状が必要ですか?
- A. 公的機関が実施する健康診断の結果にもとづく指示のため、紹介状は必要ありません。
- Q. 救急車で搬送された場合でも選定療養 費が必要なのですか?
- A. 選定療養費が必要となる場合もあります。 (例)救急車で搬送する必要性が乏しい程度の軽症 と判断される場合など。





## ■ 予約について①

- Q. 診察室で医師に「1年後に来院してください」と言われましたが、診察室で1年後の予約はとって貰えません。
- A. 病院システムの都合上、多くの診療科では6ヶ月 以上先の予約ができません。(診療科により予約を とれる期間は異なります。)

医師から予約をとれる期間よりも先の来院を指示された場合は、来院時期の3~6か月前に、病院にお問い合わせください。

この時に必ず、医師の指示による再診予約、と申し出てください。(※申し出て頂かない場合、選定療養費の対象となることがあります。)

- Q. 総合内科では、これまで予約が不要で したが、これからはどうなるのですか。
- A. 小児総合内科では、これまでどおり予約不要で診察を実施します。

なお、初診時または再診時の選定療養費をご負担 いただく必要があります。





## ■ 予約について②

- Q. 先の予定がわからないので、次回診察 の予約日を選ぶことができません。
- A. いったん再診の予約日を決めて頂くようお願いします。後日、予約日の変更も可能です。

Q. 予約した診察日を忘れていました。

A. お電話でご相談のうえ、必要であれば、あらためて予約をお取りください。

自己都合によるキャンセルとなりますので、次回 診察時には選定療養費を負担していただく場合があ ります。

- Q. 予約変更·取消時の受付時間が短くなって不便です。
- A. これまで予約の電話で回線がパンクしたり窓口受付業務に支障が生じていたため、統合を機に、診察予約方法を総合病院と統一させて頂くこととしました。ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。



## 滋賀県エ小児保健医療センター

Shiga Medical Center for Children

# これからも私たちは 患者・家族を全力で 支えてまいります